一〇〇分の一〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の〇	一〇〇分の二〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の二〇	一〇〇分の三〇

一〇〇分の一〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇	一〇〇分の一五	一〇〇分の〇	一〇〇分の二五	一〇〇分の三五

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。